

街が変わると色々なところに影響が..

医療センターへの診療依頼券（貸付方式）の種別と取り扱い

生活保護の「医療券」と、市更相やセンターの「診療依頼券」は別物

生活保護受給者とそうでない人を整理するため

2日の朝、ズツと西成労働福祉センター発行の診療依頼券を使って医療センターを利用している人から、「医療セ

ンターの窓口で、センター発行の診療依頼券でなく、市更相の券を持ってこいといわれた。センターの依頼券は使えな

くなるのか」という質問がありました。

センターの依頼券が使えなくなる、ということはありま

せん。しかし、街の様相が変わった影響で、少しルールが変

わったということのようです。

街の変化といえば、生活保護制度を活用している人が増

えたことです。その中の一部の人が、炊き出しの列に加わ

って、多くの人の眉をひそめさせています。それと同じよ

うなことが、医療センターでも起きています。

生活保護制度を活用している人が、医者にかかる場合、西

成区役所3階で「医療券」をもらって、それを健康保険証

の代わりにします。医者代の自己負担はゼロ。

市更相やセンターの「診療依頼券」は、医者代の貸し付け

で、借用書を書く必要があります。

医療センターにとって、「医療券」と「診療依頼券」は、

大きな違いです。医療券は収入になりますが、依頼券は貸

し倒れの危険が大きいからです。

問題は、生活保護の医療券をもらえる人が、昔からの習

慣のせいか、あるいは区役所へいくのが面倒なのか、セン

ターの依頼券で医療センターへ行く人がいることです。

そこで、医療センターとしては、市更相でのチェックに

期待することにしたようです。生活保護受給者の習慣や

ズボラの結果の依頼券か、それとも本当に医療費に困って

の依頼券なのかのチェックです。最低でも、半年に1回を

基準にして、市更相の依頼券を持つてくるように、いつて

いるようです。

もうひとつの理由は、長期にわたって医療費に困る状

態が続いているということは、生活全般も困窮状態にあ

るに違いない、市更相で生活全般の相談をする機会ともな

れば、という「親切心」です。「余計なお世話、生保にい

くときは自分で決めていくわい」という人もいるかもしれ

ませんが、医療センターとしては、お金になる患者（生保

の医療券）に変わってほしいということでもあります。

正規の制度（生活保護制度）の活用を！

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

や かんしゆくしょりよう た だ りよう しゅうへん こうえん の じゆく かり ご や せいかつ せいかつ
夜間 宿 所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野 宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしょ かんかつ なわ ば し こうそう まどぐち てんのう じ こうえん ね てんのう じ く やくしょ そうだん
役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談
くだ つる み ばししょうてんが い ね にしなり く やくしょ い くだ
して下さい」といわれます。「鶴見橋 商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この
てん そうだん い まえ かくにん
点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか し りつこうせいそうだんしょ
大阪市立更生相談所にできること

1) いりょうそうだん 医療相談

からだ ちょうし わるひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がん か し か びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、
た びょういん しょうかい もちろん むりょう いしゃ いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ
他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室
で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。
にゅういん ばあい せいかつ ほ ご いりょう ほ ご にゅういん ほ ご い
入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）ということになります。

2) 施設相談 し せつそうだん

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。

最近（さいきん）は利用者（りようしゃ）が少（すく）ないので、断（ことわ）られることは少（すく）ないよう（よう）です。医（い）療（りょう）センタ（せん）ーの受（じゅ）診（しん）の後（あと）、医（い）療（りょう）センタ（せん）ーの相（そう）談（だん）室（しつ）で相（そう）談（だん）して、紹（しょう）介（かい）状（じょう）を（か）書（か）いてもら（もら）うこと（こと）になります。市（し）更（こう）相（そう）に持（も）っていき（い）ましょ（う）う。

市（し）更（こう）相（そう）から（か）の、生（せい）活（かつ）ケアセンタ（せん）ーへ（へ）の紹（しょう）介（かい）状（じょう）を持（も）って、三（さん）徳（とく）寮（りょう）の受（う）付（つけ）に行（い）きま（す）す。これ（こ）れは、生（せい）活（かつ）保（ほ）護（ご）法（は）外（がい）の援（えん）助（じょ）、つまり、法（ほう）外（がい）援（えん）護（ご）とい（い）います。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善したい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。、生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談 きょたくかく ほ そうだん

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。

この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。

おおさかしには「^{せいいかつ い こう し えん じ ぎょう}生活移行支援事業」というのがあります。^{じゅうきょ}住居のない人については、^{じゅうきょ}住居を探す間や^{せい}生活費を支給する
 ための^{て つづ}手続きをする間、^{あいだ}寝泊まりする場所がないと^{ね と}住居探しなどに^{せんねん}専念できないだろうということで、^{しゅうかんてい}2週間程度
 施設で^{し せつ}過ごすことになっています。^{し せつ}施設の^{しょくいん}職員が、^{じゅうきょさが}住居探しの^{て つだ}手伝いをしてくれるほかに、^{て つづ}手続き^{じょう}上のわからないこ
 とについて、^{じょげん}助言してくれます。

注記：敷金のいら^{ちゅうき}ない賃貸^{しききん}住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居^{ちんたいじゅうたく}したその日に、契約書^{はい}を持って、担当^{ひと}の
区役所^{にゅうきよ}へ行くことになり^ひます。保護^{けいやくしよ}決定^もまでの生活^{たんとう}費^{たい}がない人は、市更^ほ相^ご経^{けつてい}由^{せい}が^{かつ}いいと思^ひいますが・・・。